

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止基準について

2021年5月27日 京都西山高等学校

(1)生徒

	生徒の状況	出席停止の期間		備考
		開始日	終了日	
①	感染が判明した(検査陽性)	検査日もしくは発症日	医師または保健所の指示に従う	
②	濃厚接触者と認定された	濃厚接触者と認定された日	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日経過	
③	濃厚接触者と特定されていないが、PCR 検査を受ける場合	検査を受けると決まった日	検査の結果が判明するまで	

(2)同居のご家族等

	同居のご家族等の状況	出席停止の期間		備考
		開始日	終了日	
①	感染が判明した(検査陽性)	判明した日	保健所による濃厚接触者の特定がされるまで	生徒が濃厚接触者に特定された場合は、(1)-②
②	濃厚接触者と認定された	濃厚接触者と認定された日	検査の結果が判明するまで	同居のご家族等が陽性の場合 は(2)-①
③	濃厚接触者と特定されていないが、PCR 検査を受ける場合	検査を受けると決まった日	検査の結果が判明するまで	同居のご家族等が陽性の場合 (2)-①

(※)陽性者・濃厚接触の出席停止基準の根拠について

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナ ウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」参照

○2021年5月19日 京都府における緊急事態措置「同居者に発熱等の症状がある方への要請」参照

◆出席停止期間の数え方 ～数え始めは0日から！～

日数の数え方は、発症した日や、感染者との最終接触日は含まず、翌日からを第1日目と考える。

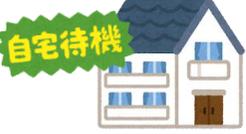
・検査日もしくは発症日 ・感染者との最終接触日 ・検査を受けると決まった日 この日は0日目とする	翌日 1日目	翌々日 2日目	...
---	---------------	----------------	-----

5

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16★	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- (例) 5/1 → Aさんの同居している弟が発熱し、弟がPCR検査を受けた。
 5/2 → 弟「陽性」と判明。同時に、Aさんは濃厚接触者と認定される。弟と最後に接触したのは5/1。
 5/3 → AさんもPCR検査を受ける。
 5/4 → Aさんは「陰性」と判明。その後もAさんは無症状であった。

Aさんは弟との最終接触日が5/1なので、そこから14日間を数えると5/15まで出席停止、5/16～登校可能となる。

5/1	5/2	5/3	...	5/15	5/16
弟との最終接触日 0日目 	1日目 	2日目 	...	14日目 	★登校可能 